

業務連絡
令和2年10月2日

貨物自動車運送事業者 各位

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関

巡回指導実施結果の共有について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当実施機関の巡回指導にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、令和2年9月の指導実施結果を別紙にて取りまとめましたので、ご参照いただきますようお願い致します。

令和2年9月において指摘割合が多かった事例を1つ取り上げてポイントをお話させて頂きます。

今回は、「日常点検基準の作成と適正な実施」についてです。指摘の多くは、自動車点検基準別表第1に定められている項目の不足や点検未実施、また点検結果に基づき行う運行の可否決定を、整備管理者または資格を有する補助者がしていないケースでした。

日常点検実施に係る主な重要な点は次のとおりです。

- ・道路運送車両法 第47条の2第1項及び第2項に規定されている項目を点検表にもれなく記載すること。
- ・整備管理者は前段の点検の実施方法を再確認し、点検者にも充分に理解を即すこと。
- ・点検結果に基づき、運行の可否を整備管理者または資格を有する者が決定すること。

記載すべき事項や細かい内容については、上記法令に加えて貨物運送事業安全規則 第3条の2と道路運送車両法施行規則 第32条をご確認下さい。

まもなく冬タイヤの交換時期です。脱輪事故は東北管内でも増加傾向にあり、秋田県内でも同様の数値が出ています。(参考: 平成30年度5件、令和元年度7件)

日常点検は点呼の一部で非常に重要です。安全管理に終わりはありません、日々の積み重ねです。丁寧にかつ慎重に実施していただきますようお願い致します。

また、何かご質問等ございましたらお気軽に適正化までご連絡頂ければと思います。

敬具

- ・別紙1 (令和2年9月分の巡回指導結果)
- ・別紙2 自動車点検基準 別表第1 (抜粋)

適正化事業・指導項目別調査結果（令和2年9月分）

区分	重点	注意	調査事項 (*印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は監査事業者は除外する)	調査件数	(否)件数	(否)割合 (%)	ワースト順位
I. 事業計画等			1 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	22	0	0	
			2 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	22	0	0	
			3 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	22	0	0	
			4 乗務員の休息・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	22	0	0	
			5 乗務員の休息・睡眠施設の保守、管理は適正か。	22	0	0	
			6 届出事項に変更はないか（役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等）。（本社巡回に限る。）	15	0	0	
			7 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	22	0	0	
			8 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	22	0	0	
II. 帳票類の整備、報告等			1 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	19	0	0	
			2 自動車事故報告書を提出しているか。	3	0	0	
			3 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	22	2	9.1	
			4 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	22	0	0	
			5 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか（本社巡回に限る。）。	12	0	0	
III. 運行管理等	○		1 運行管理規程が定められているか。	22	0	0	
			2 運行管理者が選任され、届出されているか。	22	0	0	
			3 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	21	2	9.5	
			4 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	22	0	0	
	○	☆	5 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	22	7	31.8	1位
			6 過積載による運送を行っていないか。	22	0	0	
	○	☆	7 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	22	3	13.6	5位
			8 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	22	0	0	
	○	☆	9 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	22	0	0	
			10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	11	3	27.3	2位
	○		11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	22	2	9.1	
	○		12 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	19	3	15.8	4位
	○		13 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	19	3	15.8	4位
IV. 車両管理等	○	※	1 整備管理規程が定められているか。	22	0	0	
			2 整備管理者が選任され、届出されているか。	22	0	0	
			3 整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	21	2	9.5	
			4 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	22	4	18.2	3位
			5 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	22	2	9.1	
V. 労基法等	○		1 就業規則が制定され、届出されているか。	22	0	0	
			2 3・6協定が締結され、届出されているか。	22	0	0	
			3 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	22	0	0	
			4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	22	0	0	
VI. 法定福利			1 労災保険・雇用保険に加入しているか。	22	0	0	
			2 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	22	0	0	
VII. 運輸安全マネジメント			1 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	22	3	13.6	5位

自動車点検基準 別表第1（抜粋）

事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準

点検箇所	点 檢 内 容
1. ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。(エアブレーキ装着車に限る) 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブから排気音が正常であること。(エアブレーキ装着車に限る) 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2. タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 异状な摩耗がないこと。 (※1)4 溝の深さが十分であること。 (※2)5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3. バッテリ	(※1) 液量が適当であること。
4. 原動機	(※1)1 冷却水の量が適当であること。 (※1)2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1)3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1)4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1)5 低速及び加速の状態が適当であること。
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6. ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	(※1)1 ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1)2 ワイパーの払拭状態がないこと。
7. エア・タンク	エア・タンクの凝水がないこと。
8. 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと

(注)

- (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うこと
 ① で足りる。
 ② (※2) 印の点検は、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車に限る。